

北しりべし廃棄物処理広域連合公平委員会議事規則

制 定 平成14年7月5日公平規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第11条第4項の規定に基づき、公平委員会(以下「委員会」という。)の議事に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 委員会の会議は、委員長が必要があると認めるとき又は委員の請求があったときに委員長が招集する。

2 委員長は、会議を開催するときは、あらかじめ、会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所を委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

(職員の出席)

第4条 委員会の事務職員のうち事務局長及び委員長が指定する職員は、会議に出席するものとする。

(議事日程)

第5条 議事日程は、委員長の命を受けて、事務局長が作成するものとする。

(議事録)

第6条 法第11条第3項の議事録は、事務局長が作成するものとする。

2 前項の議事録は、各委員の承認を得て確定するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。